

「多文化主義」の理論，実践およびその限界について

Gudrun Gräwe

はじめに

時に主は下って、人の子たちの建てる町と塔とを見て、言われた、「民は一つで、みな同じ言葉である。彼らはすでにこの事をしはじめた。彼らがしようとする事は、もはや何事もとどめ得ないであろう。さあ、われわれは下って行って、そこで彼らの言葉を乱し、互に言葉が通じないようにしよう」。こうして主が彼らをそこから全地のおもてに散らされたので、彼らは町を建てるのをやめた。これによってその町の名はバベルと呼ばれた。主がそこで全地の言葉を乱されたからである。主はそこから彼らを全地のおもてに散らされた。(創世記 11, 5-9)

バビロン (バベル) という都市の名前は聖書では、「混乱・乱れ」(ヘブライ語: バラル) ということばと関連づけられている¹⁾。聖書に記述されていることが実際に起こったかどうかは別にして、「主」がひき起こした言葉の乱れは事実として、また比喩的な意味でも、今日まで続いており、さらに増幅しつつある。人間同士の、あるいは集団間の不信や対立は依然として深く残っている。言葉だけではなく、宗教、文化、習慣などがそれぞれ異なり、それ故にいつそう、互いに理解することが困難になる。世界は混乱の状態に陥っている。人間は知力でもって混乱を克服しようとし、相互の言葉や習慣を理解することにはある程度成功したが、また新たな困難に直面している。それは人間の移動によってもたらされた困難である。昔は、人間は全体としてあまり移動しなかったし、動くとしても見通しできる地域の中だけだった。しかし技術時代に入ってから移動は至極簡単になった。運送機関の発達や交通網の拡張に伴って地球はいつそう小さくなり、移動する理由も増える。人々が移民や亡命者として、また経済的・政治的理由やエコロジー上の問題など種々の理由から住みなれた地域を去って、違った言葉を話し、違った習慣をもつ他集団の住む領域へと移動する。このように現在は、先住民と外から来た移民との共同生活も複雑になってきた。そう

いった状態は「混乱」と名づけることができよう。もちろん、集団や人間が混じり合うということが混乱を引き起こす唯一の原因ではない。広い視野に立って見るならば、世界の変化や発展はますます急速になり未来のことは予測できにくくなっている。従来の価値観や思想はいわば一夜にして廃棄され、新しい、もっと複雑な観念がそれにとってかわる。世界は単純な思考パターンではもはや理解しにくくなってきたといえる。

一つの社会が二つ以上の異なる文化的集団から成り立つ状態を指して「多文化的」(multicultural)ということばが使われる。60年代にカナダで初めて「multiculturalism」ということばが現われた²⁾。それは「多文化主義」と訳されることもあれば「文化的多元主義」とも呼ばれることもある。最近、このことばはますます頻繁に使われるようになり、「外国人問題」というテーマに関わる、見落とすことのできない論文や新聞記事の中には、「多文化主義」を論ずるものも幾つか含まれている。

「多文化主義」とは、一言で言うと、異文化集団間の平和共存が成立するためのイデオロギーと政策であるが、それは実現可能な観念なのだろうか。そこから何か新しい展望が見出せるのであろうか。集団・民族間の対立や矛盾を緩和できるのか、それとも逆に強めるのか。或いは、「多文化主義」があってもなくても、新たなナショナリズムや人種差別主義が芽生えはじめた時代を迎えようとする現在では、果たして国家と国家との間に、そして一つの社会の中で異なった文化を持つ集団と集団との間に、平和的な、少なくとも葛藤の少ない共存を維持することが出来るのかどうか。本稿ではこれらの問題について考えたい。

地球上には、カナダ、オーストラリアなどのように「多文化的」な国家・地域がいくつもあるが、ここではドイツの多文化性を中心にして考えたい。なぜなら、ドイツの多文化性は後発的なもので、それだけに大きな特色があり、また、ヨーロッパにおける多文化主義の今後の発展に対して、何らかの形で影響を及ぼすと考えられるからである。

1. ドイツにおける「多文化主義」の展開

移動に関しては二種類の国が存在する。すなわち移民が流入する「移入国」(Einwanderungsland)と移民が流出する「移出国」(Auswanderungsland)である。伝統的な移入国はまずカナダ、オーストラリア、アメリカ合衆国などであるが、最近、こういった移入国の中にもう一つの国——統一ドイツが仲間入りした³⁾。しかし、ドイツは数多くの移民を有しており、事実上の「移入国」でありながらも、「移入国」と

しての役割を拒否し、移入国であろうとはしていない。

最近、「多文化主義」という言葉がアクチュアルな話題としてしばしば登場するようになった。統一後の最大の問題と言え、世界の注意を惹いた外国人憎悪と不景気による失業であるといえよう。この二つの問題は密接につながっている。外国人排斥者は、ドイツ経済の不景気の責任は「外国人」にあると主張している。しかしその際、ずっと以前にドイツに入ってきた人々、またドイツ国内で「二世」として生まれ、恐らく既にドイツの国籍を取得したはずの、ドイツの社会に統合された「外国人」と、ごく最近になって移住民や亡命者として入ってきた「外国人」とは、厳密に区別されていない。自分が経済的な困難に陥ると、すぐ誰かに罪を着せようとする人からすれば、立場の弱い外国人がちょうどいい攻撃の対象になって、外国人排斥者の言い分もそういった人々の間に共感を得ている。不景気や失業によって、外国人憎悪・排斥およびネオナチへの傾向が強まったのではないかという見方も広がっているが、原因はもっと複雑で、世界全体の状態を考察しなければならない。

いずれにせよ、ドイツとしては心理的にはこれ以上の移住民を入れたくないのではあるが、経済的には移住民はドイツにとって不可欠な労働力である⁴⁵。現在いる移住民がいなければ、経済はさらに悪化するに違いない。二つの例を挙げよう。ドイツ人の出生率は低く、社会全体が高齢化しているので、これからの年金支払いを保障するためには外国人が必要不可欠である。また、外国人がいなくなるとたくさんの職業分野が崩壊する。ドイツでは外国人が「3K」の仕事に従事する傾向が日本より強いからである。例えば飲食店の仕事は「きつい」から、レストランなどの経営者にはドイツ人より外国人のほうが多い。この状態は社会にとって健全であるかどうかは別に考えなければならないが、もし、ネオナチの叫ぶスローガン「ドイツ人のためのドイツ、外国人出ていけ」が実現すれば、想像もつかない規模の困難が起こるのは必至である。政府はこのことを認識しているが、外国人を守るという明確な立場をとっていない。そういう意味で、ネオナチなどの考えを消極的・間接的に支援しているといえよう。その態度はドイツの国家としての自己理解に由来すると考えられる。ドイツでは国民をその民族性によって定義する傾向が強く、「ナショナリズム」は長い伝統を持っているので⁴⁶、外国人は全体的にあまり歓迎されず、結局ドイツは「移入国」になりたくないのである。

しかし、ドイツがすでに「移入国」になってしまった以上、大量の亡命者や難民の動きを止めることはできない⁴⁷。基本法は改正されたものの、効果はあまり見られない。かつて、「政治的に迫害されたものは庇護を受ける権利を持つ」⁴⁸と、基本法は

規定したが、1993年7月からさらに制限が加えられた。今後は亡命申請者すべてを審査することをやめ、「安全な第三国」経由、つまり陸路で来る申請者は国境で追い返すことになる。これでは、申請もしないで不法滞在する難民が増えるだけで、難民流入の総数を減らすのには影響しない。政府は前から、難民の流入に関しては諦めたように、1992年春に、あるトップレベルの政治家が「多文化的」社会を提唱したが、政府はその「多文化的」社会を創出するに際して、あまり積極的な対策を打ち立てていない。難民収容所やトルコ人住宅の放火事件など外国人への暴力行為に対しても明確な責任を取っていない。

政府は難民流入に対して全く無力である。大勢の難民を目の前にして不安を感じる住民を落ち着かせるために、ただ多文化的社会を作ろうと推奨するだけである。しかしそれはそう簡単には行かない。まず「多文化主義」を定義し、そのためのプログラムを作らなければならない。ドイツには今、色々な文化背景の違った人々が一緒に住んでいる。近い将来にさらに増える可能性が大きいであろう。文化も多様化するだろうし流入する人間の数も増えるだろう。もうすでにドイツで暮らしを立てている「外国人」や、亡命者として認定された人々を国外に追放するわけにはいかない、それはドイツの原則である民主主義とヒューマニズムと矛盾するからである（さらに言えば、不法滞在する難民も、亡命者として認定されていない人も、ヒューマニズムの名においてある程度の庇護を受けるべきである）。従って、平和的な共存を可能にしなければならない。その際、「多文化主義」がもしかしたら唯一の可能性をもったものであるかもしれない。外国人排斥運動や政府の消極的な姿勢を見れば、ドイツではまだこの新しい課題のための用意が出来ているとはいえない。こういった現状を消極的な「反多文化主義」と呼んでおきたい。

2. 先進国と「多文化主義」

他の先進国、例えばフランスやイギリスなども、ドイツと似た状況におかれている⁹⁾。どの国も同じ挑戦に応じなければならない。すなわち、外国人と合意した上で、外国人問題を解決しなければならない。

異ったタイプの先進国もある。カナダ、アメリカ合衆国やオーストラリアなどは二世紀前から、「多文化的」社会の特色を持っている。いや、建国期からすでに「多文化的」社会であったといった方が適切かもしれない。

この二つのタイプのいずれにも属さないもう一つの先進国が残っている。それは日本である。すくなくともこの二百年間、日本への移民流入はなかった。つい最近、ベ

トナムや中国からの難民の船が日本に上陸しようとしたが、日本の官庁によって阻止されたという例は耳にしたことがある。「単一民族国家」と言われる日本にも、数はまだ少ないが、外国人労働者が少しずつ増えてきている⁹⁾、また、在日韓国人・朝鮮人もいることは周知の事実である。それらの異文化をもった人間と日本人との間にはどのような関係があるのだろうか。「多文化主義」への志向はあるのか。梶田孝道氏は次のように述べている。「日本では、普遍的な理念なしの同化主義が強く、そうした現実への批判としてしばしば多文化主義が強調される」¹⁰⁾。横浜や神戸の中華街などを考えれば、日本もある程度「多文化的」であると言えよう。しかし、他の国々と比べるなら、そして日本も将来アジアからの移民の圧力が大きくなり、少なからぬ移民流入が起ころうることを考えれば、今の日本は「未多文化主義」の状態にあると言えよう。また、梶田氏が述べた「同化主義」を念頭において考えれば、ある程度ドイツの「反多文化主義」と共通するものと言わざるをえない。確かに、日本にも外国人流入を退ける傾向が感じられる。

ところで、異文化と取り組んでいる先進諸国において、「多文化主義」はどんな役割を演じているのだろうか。はたして「多文化主義」は最上の方法なのだろうか。まずその定義から論じたい。

3. 「多文化主義」とは何か

ドイツは「多文化的」社会である。しかし、アメリカ合衆国と違って、「多文化主義」という政治的プログラムあるいはイデオロギーは存在していない。ドイツは「多文化主義」に抵抗を示しているが¹¹⁾、このような態度はもう保持できなくなってきた。国際的な責任と矛盾しているからである。

政治的なプログラムとしての「多文化主義」の目標範囲は非常に曖昧である。望ましい目標はナショナリズム・外国人に対する憎悪・人種差別主義や異質なものに対する恐怖感などを克服することである。それは大いに望ましい目標であるが、到達するための色々な方法をトータルに見ると、相矛盾する結果を導き出す可能性がないわけでもなく、理論を出発点として政治的なプログラムを作り出すのは危険である。アメリカ合衆国の場合、「多文化主義」はある程度成功したが、「人種」¹²⁾ 集団の境界線はなくなるどころか、逆にいっそう大きくなった。1992年5月のロサンゼルスでの大暴動は、人種問題が修復困難になって、人種・民族集団間の相互隔離と対立が新たに燃え上がり、それが今日までの「多文化主義」的努力を台無しにし、逆戻りしたことを物語っている。目的としての「多文化主義」は人種問題を解決するための最良の方法

ではないということが立証された。

梶田氏は「多文化主義」の問題点を的確に指摘している¹³⁾。本稿のこれからの立論のために重要であるから、おおまかにまとめてみよう。

第一は、「多文化主義」の主要な適用対象は誰なのかである。例えばカナダの場合、最初は仏語系と非英仏系ヨーロッパ系移民が対象であったが、今日、アジア系の人々を含めると、多文化主義の意味内容が違ってくる。インディアン等の先住民をもその政策に取り入れると問題はさらに深刻になる。欧州諸国の場合も、主要な適用対象をその地域や言語集団に限るか、アジア・アフリカ系移民をも含めるかによって、状況は大きく違ってくる。多文化主義を比較的同質性の高いヨーロッパ系の「白人」集団に限定すれば、文化間の葛藤や不調和を克服する可能性は高い。

第二は、多文化主義は「目的」なのか、それとも国家建設、国民統合のための「手段」にすぎないのかである。その場合、例えば過渡的に二言語主義や多文化主義が採用されて、公用語の修得や主流文化への移行がある程度達成されたら、二言語主義や多文化主義はもう要らなくなる。例として、アメリカ合衆国のヒスパニック系に関する二言語主義やオーストラリアの多文化主義が挙げられている。

第三は、「リベラル多元主義」と「コーポレート多元主義」という二つの多文化主義のタイプが互いに対立することである。「リベラル多元主義」は文化的多様性を許容し、移民コミュニティの存在を認めるが、市民法や公的生活の下であくまでも受け入れ社会の文化や言語に従うべきだと主張する。一方、「コーポレート多元主義」は人種や民族集団に対して法的実体性を与え、その文化を公式に認め、その集団のために財政的援助を行なう。両者とも「多文化主義」と呼ばれるが、後者の場合、多文化主義が「目的」とされ、私的生活空間だけではなく、教育・職業という社会構造までに及ぶ。「コーポレート多元主義」を実現するのは甚だ困難で、今日のアメリカ合衆国やオーストラリアなどでは「コーポレート多元主義」と「リベラル多元主義」が混じっているとされている。そこにまた一つの問題が示されている。「リベラル多元主義」の場合には私的空間と公的空間の区別が重要な問題である。公的空間と私的空間はどのように設定されるのかといえ、それは国家の介入による（例えば公教育に関する）。「リベラル多元主義」の場合、私的空間では文化的多様性が認められるが、公的空間では受け入れ社会の言語や文化などが維持される。

第四は、近代的な市民権と多文化主義との矛盾である。特に近代化や産業化や文明のレベルを異にする民族集団に適用される場合、例えば家父長制、権威主義や男女関係などの領域で矛盾が起こりやすい。民族固有の文化が市民社会の権利である自由、

平等や人権と衝突する。その典型的な例が西欧諸国における「イスラム問題」である。

第五は「個人」と「民族・宗教集団」という二つの基本的な単位に関する問題である。「個人」を単位とすると、近代的市民権である個人主義は認められるが、民族的アイデンティティが解消され、民族集団としての文化などが無視されがちになる。反対に「民族・宗教集団」を単位とすれば、個人の人権や自由が認められにくくなる。

第六は多文化主義とナショナリズムとの関係である。湾岸戦争の時、モスレムのいる色々な国・地域において、イラク支持勢力が見られた。多文化主義の下で、各移民文化が受け入れ社会の文化に良い意味で貢献するとは限らない。国際紛争の場合、各移住民が自己の「ナショナリズム」のために、受け入れ国の外交政策と衝突することもある。

第七は、多文化主義政策の財政的基盤に関するものである。経済の好不況が地球上の民族紛争の「隠れた主役」を演じている。高度成長期には、各民族集団の個人所得は安定しており、民族対立は起きにくい。財政が逼迫すると、多文化主義政策のための予算も削られる。従って、経済不況下では多文化主義を守るのは難しい。

最後の問題点として多文化主義政策の範囲に関する両極端が挙げられている。「多文化主義」が移民やマイノリティのための政策に過ぎなければ、移民の言語や文化が尊重されるだけで社会全体には影響を及ぼさない。他方、政策の範囲がマジョリティまでに及べば、マイノリティの言語や文化をマジョリティの全体に義務づけることになる。主流文化は放棄され、受け入れ社会に大きな変化をもたらす。

梶田氏はこのような多文化主義に関する定義の曖昧さや楽観的な期待によって起こされる問題を解決するために、四つの選択肢を取り上げる。

第一は、いわゆる新保守主義の唱道するマジョリティへ、つまり伝統的な価値への回帰である。アメリカの「ホワイト・バックラッシュ」はこのような傾向を見せる。多文化主義に対する批判は、各文化間の平等を強調する「文化相対主義」が「逆差別」になるという批判である。

第二は、社会全体の統合理念を放棄し、人種・民族集団の「相互隔離」を選ぶ道である。アメリカでもフランスでもこの傾向が強くなってきた。

第三は、普遍的な価値観を多文化主義より優先することである。例えば、理性や合理性やフランスの「自由・平等・博愛」や「アメリカン・リベラリズム」などで、それは血統や民族的諸属性を超えて共和国理念を強調するのである。

第四は、フランスの社会学者タギエフ (P. A. Taguieff) の人種・民族問題のモデル

に基づく考え方である¹⁴⁾。それによると、「人種差別」であれ「反人種差別」であれ、その中に二種類のものがある。それは「個人—普遍主義」と「伝統—共同体主義」である。「個人—普遍主義」の同化志向の人種差別は同化を強制し、マイノリティのアイデンティティを脅かす。逆に、「伝統—共同体主義」の差異志向の人種差別はアパルトヘイトとも呼ばれ、隔離や排除という形で、自分の集団の優越と他集団の劣等、互いの差異を強調する。

後者の人種差別は同化志向の反人種差別によって抑えられる。同化志向の反人種差別は個人主義や普遍主義という意味で、人権や平等が唱えられる。そのために、理性や合理主義を使う。前者の人種差別は差異志向の反人種差別によって反対される。差異志向の反人種差別は、集団の共同体としてのアイデンティティを保護し、個人の権利ではなく、民族としての権利が主張される。多文化主義も、フランスで見られる「相違への権利」という態度もその対策の範囲に入るとされている。

しかし、移民に例えば「相違への権利」が認められると、受け入れ社会は同じ立場を取って、また差異志向の人種差別を起こすことになりうる。従って、両方の志向の反人種差別を同時に働かせないと、結果的にまた人種差別の方向に向かいかねない。

梶田氏は両方の反人種差別が必要だとする。しかし、「相違」と「平等」という対立をどのように統合できるのか。そして、どちらを優先すればいいのか。「自文化の排他的主張ではなく各文化間の平等を強調する〈相違の中の平等〉や、個人の自由を基礎にすえながら、他者の文化的主張に対しても寛容である〈平等の中の相違〉」を合わせて、「普遍主義的な視点から多文化主義を見直す作業なしには、多文化主義を防衛し、鍛え上げることは難しい」、多文化主義の問題を解決するためには、その「限界を知った上で、それをどう生かすか」¹⁵⁾を考えなければならない、と梶田は主張している。

このような定義や選択肢を念頭において、多文化主義の限界はどこにあるのか、それを危うくするのは何なのかを以下で考えたい。

4. 「多文化主義」の限界

「多文化的」社会においても、まだ理想的プログラムは見られず、単に事実として「多文化社会」の状態であるにすぎない。多くの国々の現状はこのようなものであるが、「多文化主義的」社会といえ、具体的な要求が持ち出される。いわゆる「多文化主義的」社会と呼ばれるためには何をしなければならないのか。簡単に言えば、異文化集団あるいは異民族集団間の対立や紛争を緩和するように努力して、文化的相違

を尊重しながら、平等や寛容を基礎として、平和共存を可能にすることである。念のためにいっておくと、ここでいうのは梶田が述べたタギエフの人種・反人種差別モデルによる差異志向の反人種差別としての、また差異志向の人種差別を起こさせるという意味での「多文化主義」ではない¹⁶⁾。

「多文化主義的」社会は現実において、もっとも理想的な社会であろう。「多文化主義的」社会が実現しないかぎり、人間はこれから予想の出来ない困難に陥るだろう。しかし、多くの国々の現状を眺めると、実現は以前より遥か遠のいてしまったと言わねばならない。

景気後退、貧困、南北の格差の激化、人種差別や国家主義の拡大だけがその原因ではなく、イデオロギーの混乱も世界各地に見られる文化・民族・人種間の衝突を誘発する理由である。イデオロギーの役割は集団の団結を保障することにあるが、例えば、旧ソ連は社会主義をイデオロギー的基盤にして、一つの国家として、比較的平和に共存する色々な民族の連合として存続した。しかし、社会主義と共に国家も崩壊した。今は異民族が互いに領土分配を争っている。多文化主義とは逆に、相互隔離は目的である。旧ユーゴスラビアも、民族の連邦が解体したかわりに、「民族純化」(Ethnische Säuberung)という標語を打ち出した。自分の領土における他民族を肅清する意味である。社会主義というイデオロギーだけではなく、国家の基礎である「アメリカン・リベラリズム」も西欧の「民主主義」という理念までも弱くなりつつあるように思われる。自民族中心主義(エスノセントリズム)が世界中に台頭するようになった。単純に言えば、人間は新しいアイデンティティを探す途上にある。多くの国では国民的アイデンティティは使い古された装置として放棄されたので、もとの民族的アイデンティティを探って、そのアイデンティティを新しい国民の基礎としようとするのである。つまり、伝統への回帰であるが、確かに、「民族」とその民族の「文化」は、人間のアイデンティティの強い支柱であるに違いないけれども、福井勝義氏が述べるように、「民族は決して古くから同じ実体として存続してきたのではなく、たえず流動し、時代と状況に応じて変身し、新たに生成されるものである」¹⁷⁾。

こうした変化の中に、「多文化主義」を必要とする二つのタイプの国が存在している。第一のタイプに属する典型的な国はドイツである。他の国々に、政治的・経済的な非常事態が発生し、民族移動が起きて、比較的均質であったこのタイプの国の中へ移入する。受け入れ社会と外から入ってきた異民族・異文化の集団は対立する。第二のタイプに属する典型的な例は旧ユーゴスラビアである。旧ユーゴスラビアは異なった宗教・民族的アイデンティティを持つ集団を中央権力によって一致させていた。前

者のタイプの国の場合、人種差別や国家主義は多文化主義を危うくする。後者のタイプでは、中央権力の弱体化によって、国家主義のかわりに自民族中心主義が勢力を獲得して、「受け入れ」という役割を演じる集団がないため、それぞれの自律性を求めて、マジョリティとマイノリティの間に、マジョリティがない場合は、それぞれの集団の間で、相互隔離が始まる。領土請求があると、たちまち地域分裂に陥る。もちろん第二のタイプでも同様に人種差別が働く。ここでも、多文化主義は勝ち目がない。まとめて言えば、多文化主義を危うくする要因は、第一に不況によって強められた人種差別、国家主義であり、第二に自民族中心主義や中央権力喪失後の混乱である。領土の分配が平和的に摩擦なく成功し、境界線について全当事者が合意すれば、多文化主義の必要性は国内のレベルで無くなる。しかしそれはあまりに理想的な、事実上ほとんどありえない条件である。民族集団は自民族中心主義によって、優越感を持っている。従って、互いの利害は衝突しやすくなる。例えば境界線の確定についての紛争が起こる。力の弱い民族集団は追放されるか、悲惨な場合は、大量に虐殺される運命になる。旧ユーゴスラビアのモスレム及びトルコやイラクに住んでいるクルド人にその例を見ることができる。多文化主義を否定するこのような害悪はどうすれば根絶することができるのだろうか。問題解決のために先進諸国が一致して、難民流出の根源を断ち、発展途上国の政治・経済改革を支援することや、先進諸国が国内のレベルで人種差別などを誘発しやすい経済不況を打破することが先決条件であるが、しかし、それはまだ問題の核心を捉えきれていない。旧ユーゴスラビアでの国連のPKO活動のように、せいぜい対症療法に止まるにすぎず、戦争の原因を根本的に解消することはできない。

本当の原因、つまり多文化主義にとって最大の敵は国家主義であると思われる。ナショナリズムと言ったほうがいいかも知れない。ナショナリズムは「Nation」から来ており、このことばにはドイツ語で「国家」と「民族」という二つの意味があるが、ナショナリズムの場合は「民族」主義と考えた方がいい。ドイツの歴史学者F. マイネッケは「文化民族」(Kulturnation)と「国家民族」(Staatsnation)との区別を論じた¹⁸⁾。それに従えば、ナショナリズムは文化的集団である「文化民族」の「主義」であり、国家を共同の基礎とする「国家民族」の「主義」でもある。ナショナリズムは社会・歴史学者E. レンバークの定義によると、社会的な大集団に連帯意識を自覚させ、その連帯意識に特殊な価値を与えて、その大集団を共同体として、外国に対する境界をつける価値・規範・観念の体系であり、世界像、社会像である。連帯意識は言語、血統、特徴や文化の同一性、もしくは同一国家権力に従属することに基づくとされている¹⁹⁾。

ナショナリズムは19世紀、20世紀における大きな政治的原動力である。世界史の中で、これが自由主義、議会民主主義ないし共産主義の理念よりも強く影響を及ぼしたのは事実であろう。

自国や自民族の利害を傍若無人に他国及び他民族の利害より優先させることは、後者を場合によっては無視することであり、いわばナショナリズムである。

ナショナリズム以外に、多文化主義にとってもう一つの大きな敵がある。すなわち人種差別主義(Rassismus)である。人種差別主義はナショナリズムの一つの観念的(イデオロギー上の)変形であると思われるが、人種差別主義とナショナリズムとの相互関係や相互作用については別の機会に論じたい。ただひとつだけ言っておくと、人種差別主義もナショナリズムも自分の文化的・人種的・民族的集団を他の集団から分立させ、その間に境界線をつくるという点に共通性をもつことである。動機は自集団が空想された優越性を持つことにある。境界線を設定するのは人間の本来的な欲求であるかもしれない。一番小さい単位である「私」から自他を区別するのは人間の本能的反応である。その場合、「私」の利害だけを重んじればエゴイズムになり、家族か自分の地域の利害を優先すれば、家族主義や地域主義になる。人間が境界を付けるももとの動機はアイデンティティへの探求と自衛である。それは生活を組織するために、政治的秩序を作る上に欠かせぬことであって、そういう意味で、国家や社会集団の境界もある程度重要であろう。しかしいかなる場合であっても正当化できないのは人種的境界である。皮膚の色だけで人間を分け隔てるのは人種差別主義という世界中で最も恐ろしい悪魔の一つの温床になる。

ある程度、人間を区分するのは必要であるが、その場合、平等な集団間のダイアログや協力が前提条件である。しかし人間の根本的欲求である区別は内外の危機によって、歪曲されて、協力は有害な優越感か劣等感に変わる。

このように考えれば、人間の自然的・根本的欲求、当たり前と思われる反応は「多文化主義」を危うくし、限界をもたらし。「多文化主義」の問題は心理的な問題でもある。それを解決できるのは大々的な政策だけではなく、個人の教育や陶冶である。多文化主義の敵であるナショナリズムや人種差別主義をなくすために、人間一人一人の意識を変化させなければならない。もちろんそういう意識の基礎になる人格の自由な発展を保障し得る社会体制も整えなければならない。

5. 「多文化主義」の目的

平和で危機の少ない時期には、多文化主義は社会における機能を発揮することがで

きる。しかし、その中にも潜在的危機が含まれており（例えばナショナリズムの尖鋭化）、外的条件にも左右されやすい（例えば経済的不景気など）。多くの多文化的国家に見られるように、こういう危機を長期的、持続的に回避することは不可能である。

第二次世界大戦後になって、世界中で人種差別が厳しく糾弾され、そのおかげで、各文化間の平等を強調する「文化相対主義」が影響力を大きくしてきた。このような雰囲気の中で、多文化主義もほとんど妨げられずに発展してきた。少なくとも多文化的先進国においては、経済成長や政治的安定もあって、民族集団がそれぞれ比較的困難なく暮らせた。

しかし、このような安定期は決定的に終わったようである。景気後退などの要因だけでなく、「流行」ということもあると考えられる。民族集団がそれぞれ隔離して、それぞれのアイデンティティへ自覚的・非自覚的に回帰することが「流行現象」として起きつつある。

そもそも安定した共存を維持するためには「多文化主義」に頼るだけでは不十分なのである。つまり、「多文化主義」は手段としての役割をしか果たせない。しかし、平和共存のために、これは結局唯一の正しい手段である。

多文化主義が効果的に目指すべき目的までにたどりつくことはめったにない。歴史上このような例があったが、数は少ない。例えば1685年以降、フランスからユグノー派信者が難民としてドイツに入った。最初はユグノー派とドイツ人の間で、葛藤が起こっても、一世代、二世代の後になるとその緊張状態は統合や同化によって和らいだ²⁰⁾。この二つの文化の間にもともとそれほど深い差違がなかったからである。つまり、次のことが言えよう。移民の数が少なければ少ないほど、また、言語・文化・宗教・社会・経済・人種の特徴などの差が小さければ小さいほど、統合が早く進む。しかし、差が大きければ大きいほど、例えばモスLEMとキリスト教徒の対立あるいは「皮膚の色」の差などがあれば、統合は長びくか、失敗するかである。統合以前の結合をはかる段階が「多文化主義」の段階である。

最も望ましいのは自然に段階的に差を克服することであり、強制的に文化、宗教間などの差違を廃棄しようとするれば、大きな抵抗が生じるに違いない。差違を消滅するために、「リベラル多元主義」でも「コーポレイト多元主義」でもなく、統合（Integration）や同化（Assimilation）を目ざす「多文化主義」はどうしても必要になる。移民を受け入れ社会の文化や言語に従わせる強制より、マイノリティが自然にマジョリティに従うことが望ましい。その場合、ゲットーやスラムを作らせないことが不可欠な条件である。ドイツに住んでいるトルコ人が何故あまり統合されなかったかという

と、最初から多くのトルコ人はゲットーのような所に住んで、頑なに自分の文化を保持し、ドイツ人もトルコ人を自分の生活に参加させなかったからである。

異民族間の混血が進めば、段々人種はなくなるではないか、ナショナリズムや人種差別主義の温床はなくなるではないか、というのは空想に過ぎないだろう。人種や民族の限界はそんなに簡単に消せるものではない。

アメリカ合衆国の例に見られるように、「黒人」と「白人」の間に、あるいはインディアンと「白人」の間に混血児が生まれると、その混血児もまた「白人」に差別される。被差別人種の血は、八分の一かもっと小さな割合に過ぎなくても汚名のようなものである。ナチス・ドイツでも僅かでもユダヤ人の血が体の中に流れていたら、「ユダヤ人」と見なされて強制収容所へ入れられ、殺されたのである。

多文化主義の目的は民族的・文化的差別のない人間の平和共存をいかにして実現するかにあるが、それは未知数の多すぎる方程式のようなもので、決まった解答はなさそうである、つまり未来像は描けない。

6. 「文化」と「民族」との関係

ここまでは、一つの「民族」＝一つの「文化」を前提にして、つまり両者をほとんど同義語として使って、論考を進めてきたが、これは今日の一般的な議論にならったものである。しかし、「民族」という単位はフィクションであって、純粋な民族も、はっきりした証明可能な民族境界も存在するわけではない。「文化」についても同じことが言える。文化も時代の流れと共に変化に服従する。そういう意味で、西川長夫氏が描いた「動態的な文化モデル」²⁹⁾に賛成したい。このモデルによると、文化の純粋性や伝統や固有性はフィクションとして否定される。「文化」という言葉を新しく定義し直す必要がある。

それだけでなく、文化の中の「がらくた」も片づけなければならない。つまり、迷信や錯誤など、民族間の平和共存を妨害する文化的マイナス要素を排除すべきである。例えば宗教上のヒステリーといってもいい他宗教に対する不寛容、カトリック教の近視眼的避妊・中絶反対、モスLEM世界の女性に対する抑圧などである。

「がらくた」という文化的マイナス要素を当たり前のこととして実践する人にとっては、それは守るべき価値であって、むしろ合理的に考えている人の唱える男女平等、人口過密を避けるための避妊などが道徳的に排すべきものであろう。

すべての人間が「多文化主義」を望んでいるとは限らない。ある国はもしかしたら、他の民族との平和共存を望んでおらず、自分の利害を守るために、紛争という手

段さえも辞さないかもしれない。あるいは民族中心主義の立場に立って、他民族に対して不寛容の態度を表し、自文化を他の民族に押し付けたがっているかもしれない。このような国に対して多文化主義を押し付けると、反対すべき他社会の手段を自分の手段にすることになる。

「多文化主義」はとても敏感な形成物(Gebilde)である。それを実践するためには、「文化」と「民族」を意識の中で分離させ、「文化」もそのものとしてではなく、文化のそれぞれの要素を個別に取り扱うべきである。ある要素、例えば日常生活上の習慣などは簡単に同化できるが、宗教的習慣、迷信や言語など非常に同化しにくい要素もある。言語は最も難しい問題であるかも知れない。文化集団であるマイノリティに自分の言語を放棄させることは出来ないし、その集団が自分の言語を守って、子供の学校教育をその言語に基づかせたいという希望も無視できない。しかし、ある社会・国家の言語が多様であればあるほど、多文化主義や行政が複雑になる。

マイノリティが他社会に持ち込む宗教にかかわる文化要素は、受け入れ社会がある程度認めるべきであるが、それが受け入れ社会の近代的市民権に矛盾するとすれば、合理主義のレベルで退けるべきである。退けるべきものと退けなくてもいいものの区別は難しいが、言語は合理的論拠をもってしても廃止できない。受け入れ社会はマイノリティの言語を尊重する道徳的な義務があるか否か、また子供の学校教育もマイノリティの言語で認めるべきかどうかは、マイノリティの言語を援助するために理念と財政があるかどうかによる。

「多文化主義」のジレンマを見せるもう一つの例を挙げよう。文化要素の差をすべて平等に扱う「文化相対主義」構想が民主主義を危うくすることをこの例は物語っている。中部ヨーロッパで、文化相対主義を実践すれば、アラブ語やトルコ語などの書物を公共図書館に入れると同時に、イスラム世界で容認される妻の追放や「一夫多妻制」をも認めるべきだということになる。しかし、前者が合理的に望ましいことであるのに対し、後者は近代的な市民権と矛盾している。文明のレベルを異にする民族集団が対立する場合、文化相対主義という意味での「多文化主義」の実現は非常に難しく、もしかしたら不可能になる。

7. 「多文化主義」に普遍性はあるか？

「多文化主義」は世界中の人間の全てが持っている希望ではなく、ほんの僅かの人しかそれを望んでいない。それだけではなく、多文化主義は現状では多くの国において実践不可能であろう。そうすると、普遍性は決してない。国であれ、民族集団であ

れ、多くの場合は相互隔離か「混乱」の状態を優先する。

「多文化主義」はいわゆる先進国における理想主義者の考案である。先進国は決して文化的に優越するわけではないが、近代化や産業化の面において発展途上国と比べ、有利な立場にあるのは確かである。従って、不利な立場にある国や民族に対して道徳的な意味で責任を負うべきである。その責任は「多文化主義」を押し付けることではなく、「多文化主義」を平和共存の可能性として、発展途上国や他の先進国に提供することである。

衛藤藩吉氏が書いているように、「異質な文化が相互に接触したとき、不可避的な心理的緊張・葛藤に続いて発生する社会現象、混乱や対立もおこるが、同時にそこから新しい価値や文化も生まれ、文化変容も起る、決してマイナスの価値のみでない、きわめて中立的な概念」²²⁾ という意味で、多文化主義を難しくする「文化摩擦」を否定的なものだけではなく、いつか新しい時代の開始を告げる実り豊かな過程として見做したほうがいいだろう。

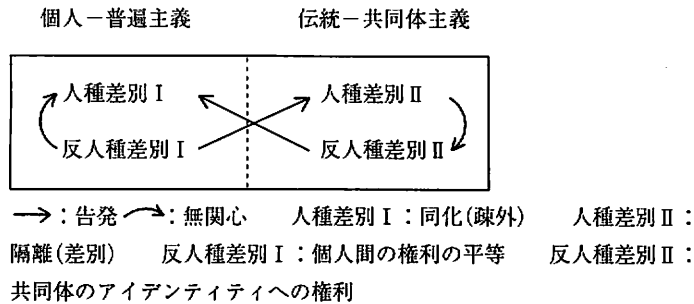
楽観的に言うと、今日の人種・民族相互隔離、人種差別主義、ナショナリズムの時代は将来においていつか終わり、統合や同化の時代が始まると思われる。現在のある意味での暗黒時代もずっと前から続いてきたわけではなく、ある時点で始まったのであるから、ある時点で終わるという希望は持ちうる。美術史の例を挙げれば分かるように、ヨーロッパ中心主義が植民地時代と共に始まる以前のヨーロッパでは人種差別のための根拠は存在しなかった。その頃の「黒人」の絵画は人種差別主義の証拠になりうる大げさな人種の特徴を欠いている²³⁾。このように考えれば、人種差別主義も一時的な現象であると思われる。

「多文化主義」が成功すれば、きっといつか民族・人種境界のない「世界文化」が成り立つであろう。しかし、この時代が来るまで、消極的に待つのではなく、個人個人が努力し、積極的に「多文化主義」の挑戦に応じて、その矛盾を克服すべきである。しかし、多文化主義のための均一なプログラムは作れない。ケース・バイ・ケースで、異文化の要素の特徴を考慮すべきであろう。

注

- 1) マンフレート・ルルカー, 「聖書象徴事典」, 人文書院1988, 299頁〜。
- 2) *The Oxford English Dictionary* (Second Edition, 20 Vols., Oxford 1989)によると, "multicultural" ということが公に初めて使われたのは1941年, "multiculturalism" は1965年。
- 3) Klaus J. Bade (ed.), *Deutsche im Ausland – Fremde in Deutschland: Migration in Geschichte und Gegenwart*, München 1992. バーデは「ドイツ連邦共和国は新しいタイプの移入国である」と書いている("Die Bundesrepublik Deutschland ist ein Einwanderungsland neuen Typs.")446頁。
- 4) Daniel Cohn-Bendit, Thomas Schmid, *Heimat Babylon: Das Wagnis der multikulturellen Demokratie*, Hamburg 1992, 10頁参照。
- 5) 同上, 320頁。または, 梶田孝道「多文化主義」のジレンマ―選択肢は何か(『世界』1992年9月号, 48–65頁), 56頁。
- 6) この問題については, 梶田孝道『新しい民族問題・EC統合とエスニシティ』, 中公新書1116, 1993年, 211頁を参照。
- 7) ドイツ連邦共和国基本法16条(2) ("Politisch Verfolgte genießen Asylrecht。")。
- 8) しかし, 亡命申請者の数を比べると, ドイツは他の国を越える。1991年の亡命申請者: ドイツ25.6万人, イギリス5.8万人, フランス4.7万人, オーストリアとスウェーデン2.7万人 (*Informationen zur politischen Bildung* 237, 4. 1992, "Ausländer", Bundeszentrale für politische Bildung, Bonn.
- 9) 梶田孝道「外国人労働者と日本」(237–276頁)(今田高俊・友枝敏雄編『社会学の基礎』所収。有斐閣1991年)を参照。
- 10) 梶田(1992年), 58頁。
- 11) Berndt Ostendorf, "Der Preis des Multikulturalismus: Entwicklungen in den USA", *Merkur* 9/10. 1992 (846–862) 846頁。
- 12) 「人種」, ドイツ語で「Rasse」は非常に問題のあることばである。だから普通は引用符をつけて「Rasse」と書かれる。この概念には, "Rasse" は永遠に変わらないか, 変わるとしても極めて長期的にであるとか, "Rasse" によって, 人的特徴が違うなどといった盲目的信仰が含まれている。Immanuel Geiss, *Geschichte des Rassismus*, Frankfurt am Main 1988, 14–18頁を参照。
- 13) 梶田(1992年), 58–65頁。
- 14) 同上, 63–65頁(P.–A. Taguieff, *La force du préjugé, Essai sur le racisme et ses doubles*, Éditions la Découverte, 1988)。

タギエフのモデルを梶田は次のように図解している。



- 15) 同上, 65頁。
- 16) 梶田論文の中では, 多文化主義は全体として肯定的なものとして描かれるが, タギエフのモデルを取り扱う時だけは一面的なものとして, いくらか否定的なものとして論じている。梶田 (1992年), 64頁。
- 17) 福井勝義「民族はたえず生成し, 変容する」(『国家と民族』, 国際関係シリーズ, 学習研究社1992年, 10-19頁), 19頁。
- 18) F. Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, München 1969 (Peter Alter, *Nationalismus*, Frankfurt am Main 1985, 19頁を参照)。
- 19) E. Lemberg, *Nationalismus*, 2 Bde, Reinbek 1964, Bd. 2, 52 (Peter Alter, 1985, 14頁を参照)。
- 20) Imanuel Geiss, 1988, 317頁を参照。
- 21) 西川長夫「新しい文化理論の模索—静態的モデルから動態的モデルへ」(『比較文化』, 立命館大学・比較文化研究会会報, 第7号, 7, 1993年) 12頁。
- 22) 星野命「個人レベルの文化摩擦について」から引用 (大林太良編, 『文化摩擦の一般理論』, 巖南堂書店1982年, 273-302頁), 275頁。
- 23) このテーマについては, Manfred Henningsen, “Der heilige Mauritius und der Streit um die multikulturelle Identität des Westens”, *Merkur* 9/10, 1992 (834-845)を参照。

参考文献

- 梶田孝道「外国人労働者と日本」(今田高俊・友枝敏雄編『社会学の基礎』所収。有斐閣1991年)。
- 梶田孝道「“多文化主義”のジレンマ・選択肢は何か」(『世界』1992年9月号, 48-65頁)。
- 梶田孝道『新しい民族問題・EC統合とエスニシティ』, 中公新書1116, 1993年。
- 大林太良編, 『文化摩擦の一般理論』, 巖南堂書店1982年。
- 西川長夫「新しい文化理論の模索—静態的モデルから動態的モデルへ」(『比較文化』, 立

命館大学・比較文化研究会会報, 第7号, 7. 1993年。

福井勝義「民族はたえず生成し, 変容する」(『国家と民族』, 国際関係シリーズ, 学習研究社1992年, 10-19頁。

Alter, Peter: *Nationalismus*, Frankfurt am Main 1985.

Bade, Klaus J. (ed.): *Deutsche im Ausland – Fremde in Deutschland: Migration in Geschichte und Gegenwart*, München 1992.

Cohn-Bendit, Daniel; Schmid, Thomas: *Heimat Babylon: Das Wagnis der multikulturellen Demokratie*, Hamburg 1992.

Enzensberger, Hans Magnus: *Die große Wanderung – 33 Markierungen*, Frankfurt 1992 (野村修訳; エンツェンスベルガー『国際大移動』, 晶文社1993年) .

Informationen zur politischen Bildung 237, 4.1992, "Ausländer". Bundeszentrale für politische Bildung, Bonn.

Merkur 9/10, 1992 (Gegen Moderne? Über Fundamentalismus, Multikulturalismus und Moralische Korrektheit) .